

# インフルエンザによる出席停止申告書

宝塚市立長尾台小学校

- 医療機関を受診し、インフルエンザと診断された場合は、必ず学校へご連絡ください。
  - インフルエンザと診断された場合、以下の2つの条件が全て満たされなければ登校できません。  
(出席停止扱いとなります) ※学校保健安全法施行規則第19条
    - ①発症した後、**5日**を経過している。
    - ②解熱した後、**2日**を経過している。
- 両方の条件が必要です。
- この申告書に必要な事項を記入し、**登校する日に学校へ提出**してください。  
※医療機関で記入していただく必要はありませんので、保護者様をご記入ください。  
※医療機関発行の「インフルエンザによる出席停止証明書」は不要ですが、この申告書は必ず学校へ提出ください。  
※2つの条件(上の①②)が満たされない状態で登校した場合は、お迎えをお願いすることになります。

## 【記入例】

		発症した後、最低5日間は登校できません								
		発症日 (0日目)	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目		
例	日にち	/	/	/	/	/	/	/		
例1	熱が下がった日に○ (1日目に解熱)		○ (解熱)	1日目 (解熱後)	2日目 (解熱後)			登校可能		
例2	熱が下がった日に○ (2日目に解熱)			○	1日目	2日目		登校可能		
例3	熱が下がった日に○ (3日目に解熱)				○	1日目	2日目	登校可能		
例4	熱が下がった日に○ (4日目に解熱)					○	1日目	2日目	登校可能	
例5	熱が下がった日に○ (5日目に解熱)						○	1日目	2日目	登校可能
		解熱した後、2日を経過するまで登校できません								

※その後は、解熱した日によって出席停止日が延長されていきます。

----- (切り取り線) -----

## インフルエンザによる出席停止申告書

<受診した医療機関名> \_\_\_\_\_ <受診日> \_\_\_\_\_ 年 月 日

	発症日 (0日目)	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目	発症後 8日目
日にち	/	/	/	/	/	/	/	/	/
熱が下がった日に○									
出席停止期間	出席停止期間 (最低でもこの期間は出席出来ません)						解熱後2日を経過するまでは 出席停止		

宝塚市立長尾台小学校

年 組 児童氏名 ( )

保護者名 ( )